

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2025 年 1 月 6 日

ソーシャルワイヤー株式会社
アットクリッピング株式会社

2025年1月6日

新設分割に係る事後開示事項

東京都港区新橋一丁目1番13号
アーバンネット内幸町ビル3階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役社長 矢田 峰之

ソーシャルワイヤー株式会社（以下「本分割会社」といいます。）は、2024年10月21日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025年1月6日を効力発生日として、当社が運営するクリッピング事業を、新たに設立するアットクリッピング株式会社（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2025年1月6日

2 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

3 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

(1)会社法第806条の規定による反対株主の株式買取請求手続

会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2)会社法第808条の規定による新株予約権買取請求手続

本会社分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3)会社法第810条の規定による債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年10月30日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に

異議を述べた債権者はいませんでした。

4 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第 209 条第 4 号)

本新設会社は、本会社分割の効力発生日である 2025 年 1 月 6 日をもって、本新設分割計画書に従い、本分割会社のクリッピング事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継しました。本新設会社が、本分割会社から引き継いだ資産の額は 10,967 万円、負債の額は 5,347 万円 (いずれも 2024 年 9 月 30 日時点の本分割会社の貸借対照表に基づく暫定値) となっております。

5 その他新設分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 209 条第 5 号)

該当する事項はありません。

以上